

答 申

第1 審査会の結論

宮城県公営企業管理者は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙2に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成31年2月14日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「『みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務』の選定に至るいっさいの資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として別紙1のとおり19件の文書を特定した。

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年4月26日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、担当者の氏名等個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、プロポーザルに参加した法人の企画提案書等法人のノウハウ等に関する情報が含まれており、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため。

3 審査請求人は、令和元年7月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で一部開示とされた部分のうち、業務委託業者として選定された「あずさ監査法人」の「企画提案書」及び「プレゼン資料」において非開示とされた部分を、平成31年3月28日に示された情報公開審査会答申第164号（以下「答申第164号」という。）の立場に立った情報開示を行うよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、弁明書に対する反論書、意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 答申第164号において、企画提案書の内容が企業のノウハウに該当するかについて個別に判断した上で、

イ 「業務実績」及び募集要領の様式と同じ見出し部分（フォントや色彩を含む）については、開示すべき

ロ 少なくとも公知の情報等については開示すべき

ハ 情報公開の趣旨（原則公開の理念の下に解釈）に則り、調査業務が終了し、報告書が作成され公開されている状況を踏まえおこなうべき

との判断を示している。これらの判断は先に開示請求した「導入可能性調査」や「デューディリジェンス調査」に関してのものだが、企画提案書の開示に対する基本的な基準を示したものである。

(2) しかし、本件処分は、「企画提案は原則非公開」の立場から、その内容を一切読み取ることができないように意図された開示文書となっていると言わざるを得ない。

企画提案募集要領では、「みやぎ型管理運営方式導入可能性調査及びデューディリジェンス調査」の報告書や「第4回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会資料」など「公知の情報」を参考資料とすることを求めている。

これらの「公知の情報」を活用しなければ企画提案書の作成は不可能である。事実、6つの企画提案内容のうち（1）から（5）までは『みやぎ型管理運営方式』の特徴を踏まえた」が項目の頭についている。しかし、開示された部分からはそのような「公知の情報」を読み取ることができない。「公知の情報」も含めて非開示になっていると考えざるを得ない。

(3) 以下、「非開示」になっている部分の不合理な点を指摘する。

イ 企画提案書1ページ。「再委託を受ける者の概要」がすべての項目で非開

示となっている。再委託であっても公共事業を担うのだから「個人情報」には当たらない。

ロ 企画提案書4ページ。個人名は別として、役職や専門分野、過去の主な実績を非開示にする理由はない。また3ページの実施体制についても、すべて非開示にする理由はない。

ハ 同8ページ。実施方針の目次案が、すべて非開示になっているのは理解できない。その下の素案作成の進捗状況について、どこが企業のノウハウ情報なのか。

ニ 同9ページ。料金設定に係る提案は、以下の3点として、3点が列挙されているであろう部分を非開示としている。しかし、その後の文章で②物価変動・需要変動への対応③運営権者が計上する適正な利潤、と明記されており、これが3点のうち2点目、3点目であることが明らかである。だから最初の列挙部分で2、3点目を非開示にする理由はない。

※蛇足だが、列挙部分で1点目だけを非開示にするとその部分だけが目立ってしまうことを恐れたことが要因と考える。それは1点目の提案が、導入可能性調査などで示されている公知のものとは違う内容になっているということが想像される。もしそうであるのなら、これは「企業のノウハウ」というより、今、明らかにすることに不都合があるとの判断からではないのか。単なるケアレスミスですましていいのか大いに疑問である。

ホ 10ページ。「作成済みのリスク分担票案（一部抜粋）」について表題から考えても公知の情報と判断できるため、非開示は不適切ではないのか。

ヘ 11ページ。要求水準書の位置づけ、記載すべき事項のほとんどが公知と思われる。また、12ページの要求水準書の目次について、すべてが「企業のノウハウで非開示」は理解できない。

ト 17ページから18ページ。「運営権設定期間に関するシミュレーション」の記載だが、導入可能性調査報告書により運営権設定期間は20年間となっている。しかし、それに関する記述が全く開示されていないのはおかしい。

チ 以上、具体的に指摘することができるのは、企画提案部分のほとんどが非開示となっている現状において、可能な範囲に限られている。したがって、これらの箇所以外においても、答申第164号に基づく(1)の指摘について適切な開示がされるべきである。

(4) 本件行政文書は、宮城県がすすめている水道3事業の管理運営権を長期にわたって民間企業に譲り渡すコンセッション事業（いわゆる「水道民営化」）に係る文書である。全国ではじめて導入されることになるこの事業への県民

の不安と心配は極めて大きい。

情報公開条例の目的は「県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与する」ことであるが、「原則公開」という情報公開の理念を踏みにじり、情報公開審査会の「答申」さえ無視する実施機関の姿勢は、県民の県政に対する不信を拡大するものであり、厳しく批判されなければならないものとする。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会へ提出した実施機関の弁明書や意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

役職や専門分野、過去の主な実績については、その情報から直接的に特定の個人が識別される又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であることから、個人の権利利益が害されるおそれがあると判断した。

2 条例第8条第1項第3号該当性について

- (1) 再委託先及び実施体制については、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。
- (2) 企画提案書8ページの実施方針の目次案のうち、目次の項目・構成及び実施方針素案作成の進捗状況については、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。
- (3) 企画提案書9ページの料金設定に係る提案中、②③については企業のノウハウとは認められないため、開示と判断した。
- (4) 企画提案書10ページの「作成済みのリスク分担表案（一部抜粋）」については、県ではなく企業が能力・経験に基づき作成したリスク分担表案であることから、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。
- (5) 企画提案書12ページの要求水準書の位置づけ及び記載すべき事項については、企業の能力や業務経験により異なり、企画提案時点の企業の考えあるいは認識の記載である。これらは企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。
- (6) 企画提案書17ページから18ページの「運営権設定期間に関するシミュレーション」の記載について、「企画提案書」には運営権設定対象施設期間を20年間として記載された部分はなく、シミュレーションの検討事項・留意点・手順が記載されており、これらは能力・業務経験に基づく企業のノウハ

ウに関する情報であって、法人の権利利益が損なわれると判断した。

(7) 審査請求人は、企画提案部分のほとんどが非開示となっている現状において、可能な範囲に限られていると述べているが、「企画提案書」は企業が持つアイデアやノウハウが凝縮されたものであり、公開することにより、法人の権利利益が損なわれると判断した。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる行政文書については、第2の2で特定された行政文書のうち、みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務委託業者として選定された「有限責任あずさ監査法人」の作成した「企画提案書（みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務 企画提案書）」及び「プレゼン資料（みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務に関するご提案）」の2点（以下「本件行政文書」という。）である。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供と非開示理由等の詳しい説明を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた部分のうち、答申第164号に基づき、公知の情報となっている部分、企業のノウハウに関係しない部分、再委託を受ける者の概要並びに従事職員一覧における役職及び専門分野及び過去の実績（以下「本件非開示部分」という。）について開示を求めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行うこととする。

3 本件非開示部分の条例第8条第1項第3号該当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国, 独立行政法人等,

地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 公知の情報等について

公知の情報等については，答申第164号において述べているが，具体的には以下のとおりである。

- イ みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査報告書（概要版を含む）
- ロ 上工下水デューディリジェンス調査業務報告書（概要版を含む）
- ハ 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会資料（第1回～第4回）
- ニ みやぎ型管理運営方式の実施方針
- ホ その他県ホームページ等で公表しているもの
- へ その他国等が公表しているもの（関係法令を含む）

(3) 条例第8条第1項第3号該当性の検討

当審査会において，本件行政文書について（2）イからへの公知の情報等及び企業のノウハウの該当性を検討したところ，別紙2に掲げる部分については，公知の情報等に該当し，又は当該法人のノウハウとまでは言えないと認められた。

よつて，当該部分については，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められないことから，条例第8条第1項第3号には該当せず，開示すべきである。

また，本件行政文書中で開示されている文言が別の箇所では非開示となっている文言（同意義の文言を含む。）及び実施機関が他の開示箇所と平仄を合わせて意見聴取の際に開示と判断した文言も，別紙2のとおり開示すべきである。

次に，審査請求人は，本件処分に対し再委託を受ける者の概要並びに従事職員一覧における役職及び専門分野及び過去の実績について開示を求めていることから，以下に検討する。

イ 再委託を受ける者の概要

本件行政文書には，再委託を受ける者の概要として，会社名，本社所在地（担当事業所の所在地），会社設立年月，資本金，事業所数，従業員数及び主な業務が記載されている。本件行政文書に係る業務受託後，実際に再委託を受けた者については，当該部分を開示したとしても，対象法人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから，条例第8条第1項第3号には該当せず，開示すべきである。

ロ 従事職員一覧における役職並びに専門分野及び過去の実績

これらの情報は、企画提案した企業が、自己の優位性をアピールするために、再委託する企業も含め、どのポストの、どういう分野の、どういう実績を持つ職員を業務に従事させるかといった、企業のノウハウに当たる情報といえる。よって、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。

また、実際に再委託を受けた者の企業名については、イのとおり開示すべきである。

(4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、当審査会は、本件処分のうち、公知の情報等と認められる部分及び企業のノウハウとまでは言えない部分等については、別紙2のとおり開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙1

「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務」に係る業者選定関係行政文書一覧	
1	施行伺
2	公募型プロポーザル選定委員会設置要領（案）
3	公募型プロポーザル選定委員会への就任依頼
4	公募型プロポーザル選定委員会への出席について
5	指名委員会説明資料
6	課指名委員会 内申書
7	企業局指名委員会 内申書
8	特別指名委員会 内申書
9	会議・打合せ等報告書（第1回プロポーザル選定委員会）
10	質問に対する回答書
11	参加資格確認結果通知書について
12	公募型プロポーザル選定委員会への出席について
13	企画提案書及びプレゼン資料
14	会議・打合せ等報告書（第2回プロポーザル選定委員会）
15	指名委員会説明資料
16	課指名委員会 内申書
17	企業局指名委員会 内申書
18	特別指名委員会 内申書
19	選定公表結果

別紙2

企画提案書（みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務 企画提案書）	
頁	開示すべき部分
1	「再委託を受ける者の概要」のうち、1者目の縦項目「会社名」から「主な業務」に対応する内容すべて
1	「再委託を受ける者の概要」のうち、2者目の縦項目「会社名」から「主な業務」に対応する内容すべて
5	「② 従事職員一覧」の表中、「企業名」欄の上から2者目
5	「② 従事職員一覧」の表中、「企業名」欄の上から3者目
6	下から1行目の20文字目から37文字目まで
8	「実施方針の目次案」における、項目番号第1から第7まで及びその項目の見出し
9	「1 競争条件に係る提案」における説明書き1行目のすべて
9	「1 競争条件に係る提案」の「特徴」における説明書き1行目の冒頭から23文字目まで
9	「2 料金設定に係る提案」の「利用料金の設定方法」における検討事項の列挙部分1行目から3行目のすべて
9	「2 料金設定に係る提案」の「利用料金の設定方法」における検討事項の説明部分に係る見出しの1つ目
13	「手順」の説明書き1行目の冒頭から32文字目まで
15	「2 留意点」における「留意点」の1つ目及びそれに対応する「内容」
17	「業務の理解」における説明書き「FS調査において」で開始する文の1行目から2行目の12文字目まで
17	「2 留意点」における図表中右側見出し項目及び3つ目の項の説明書き
22	「業務内容・留意点」説明書きにおける4行目から6行目のすべて
22	「民間事業者の募集・選定に係る業務」における説明書き左側4行目から続く右側1行目の1文字目まで
25	「関係府省への相談・申請」における図表左側の見出し
25	「実施計画書における想定記載事項」における表中、「項目」欄の1行目から9行目まで
25	「実施計画書における想定記載事項」における表中、「具体的な内容」欄の3行目の12文字目から終わりまで
25	「実施計画書における想定記載事項」における表中、「具体的な内容」欄の項目の4行目のすべて
25	「実施計画書における想定記載事項」における表中、「具体的な内容」欄の

頁	開示すべき部分
	項目の10行目の冒頭から4文字目まで

プレゼン資料(みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務に関するご提案)

頁	開示すべき部分
2	「コミットメント」における説明書き2行目の冒頭から16文字目まで
3	「体制」における図表下部の冒頭
5	「料金設定に係る論点」におけるすべての項目
6	「要求水準」における説明書き2行目の8文字目から14文字目まで
8	「シミュレーション[1]」における図表中「SPC」の内容
10	「契約書」における説明書き1行目のすべて
11	「留意点」における説明書き1行目の2文字目から15文字目まで
13	同ページ内のすべて

- 1 本件行政文書名は、第5の2に掲げるものと同一のものである。
- 2 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
- 3 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

別紙3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
元. 11. 22	○ 諮問を受けた。(諮問第235号)
元. 12. 23	○ 審査請求人から意見書を受理した。
2. 2. 27 (第400回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 3. 26 (第401回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 6. 22 (第404回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 7. 20 (第405回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 8. 24 (第406回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 9. 28 (第407回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 10. 23 (第408回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 11. 25 (第409回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

(令和2年9月30日まで)

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	

(令和3年1月7日現在)

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝澤紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千葉達朗	弁護士	
松尾大	弁護士	会長